

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年8月16日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田真晴
同 吉川知恵子
同 桐生秀昭
同 松崎淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成31年4月23日（神奈川県公報号外第34号）神奈川県監査委員公表第7号で公表した不適切事項が認められた1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成31年1月24日（平成30年11月6日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、厚木保健福祉事務所が平成25年度から取り組んでいる周産期からの児童虐待予防のための保健医療福祉ネットワーク事業を進める中で判明した課題に対応するために実施した調査研究や市町村職員等を対象とした研修等について、県の事業として実施されたものと認められるにもかかわらず、県費によらず、神奈川県公衆衛生協会の会員となっている職員5人が共同研究者となって、同協会から個人の資格で交付を受け、同事務所が管理していた調査研究助成金300,000円等を使用して実施していた。	不適切事項については、県として実施する事業と助成金の交付を受けて同協会の会員個人として取り組む研究事業との区分が不明確となっていたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、県事業と同協会の会員としての研究活動を明確に区分することを職員に徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。